



# 精神科看護管理ニュース



Vol. **107**

発行 日本精神科看護協会

2022/12/14

## 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決されました。

改正法は、12月10日（土）の参議院本会議で賛成多数で可決・成立し、一部を除いて2024（令和6）年4月1日に施行されることになっています。厚生労働委員会（8日）で示された付帯決議内容について以下に示します。

※ 国会の委員会における附帯決議とは、その法律の運用や将来の立法措置によるその法律の改善についての希望などを表明するものであり、法的拘束力を有するものではない。

### 【障害者総合支援法等改正案附帯決議】（一部抜粋）

#### 改正精神保健福祉法について

- 医療保護入院の入院期間の上限については、厚生労働省令において六月を下回る可能な限り短い期間を設定するとともに、医療保護入院者退院支援委員会には、入院者本人及び本人の地域移行を支援する者を参加させることとし、入院期間の更新やみなし同意によって事実上の長期入院とならないよう、安易に更新が繰り返されないようにするための措置を講ずること。
- 家族等が同意又は不同意の意思表示をしない場合において市町村長の同意が安易に行われ、医療保護入院が増加することがないよう、必要な措置を講ずること。また、医療保護入院には、家族等の負担過重や患者の権利擁護の観点から廃止されるべきとの指摘があることを踏まえ、その在り方について、精神疾患の特性も踏まえながら速やかに検討を行うこと。
- 入院者訪問支援事業が、市町村長同意の医療保護入院者に限らず精神科病院に入院している全ての精神障害者の権利擁護のためのアドボケイトとして機能するよう、入院者訪問支援員の研修など事業の実施体制の整備に万全を期すこと。
- 本法施行後の精神科病院の業務従事者による虐待についての通報の仕組みの実施状況を踏まえ、障害者虐待防止法における、病院での虐待の防止と報告を確保するための更なる取組について検討すること。
- 隔離・身体的拘束に関する切迫性、非代替性、一時性の要件を明確にするため、厚生労働大臣告示の改正を進めるに当たっては、関係団体との意見交換の場を設け、患者に対する治療が困難という文言やそれに類似する文言の使用によらない方策を検討し、隔離・身体的拘束の対象が実質的にも限定されるよう必要な措置を講ずること。

付帯決議の詳しい内容については、日精看ホームページ看護管理者の部屋に掲載している「障害者総合支援法等改正案附帯決議について」からご覧ください。

参議院厚生労働委員会「付帯決議令和4年12月8日」

[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/210/f069\\_120801.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/210/f069_120801.pdf)

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/1